法律公布奏上及び通知

四月二十日次の法律の公布を奏上し、その旨衆議院に通知した。

有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に関する特別措置法

国立研究開発法人情報通信研究機構法及び特定通信・放送開発事業実施円滑化法の一部を改正する法律

人事異動

内閣

（内閣官房内閣審議官（内閣官房副長官補付））内閣事務官　鶴岡　公二

勤務延長の期限を平成二十八年四月七日に繰り上げる

（内閣官房国家安全保障局企画官）同　室田　幸靖

内閣官房内閣参事官（国家安全保障局）に昇任させる

（外務省大臣官房付）外務事務官（内閣官房内閣参事官（国家安全保障局））に併任する　船越　健裕

（内閣官房内閣参事官（国家安全保障局））内閣事務官　船越　健裕

外務省に出向させる（以上四月七日）

（観光庁長官）国土交通事務官　田村　明比古

内閣事務官（内閣官房副長官補付）に併任する

（内閣官房内閣審議官（内閣官房副長官補付））内閣事務官　吉岡　てつを

内閣官房エボラ出血熱対策室長を免ずる

（同）同　蝦名　邦晴

（同）同　松永　明

内閣官房観光戦略実行推進室次長を命ずる（各通）

（同）同　鈴木　康裕

内閣官房エボラ出血熱対策室室員を免ずる

（内閣官房内閣参事官（内閣官房副長官補付））同　蔵持　京治

（同）同　斎須　朋之

内閣官房観光戦略実行推進室参事官を命ずる（各通）

（同）同　鈴木　達也

（同）同　鳥井　陽一

（同）同　山田　安秀

内閣官房エボラ出血熱対策室参事官を免ずる（各通）（以上四月十五日）

○財務大臣臨時代理解職

国務大臣　山本　早苗（高市　早苗）

財務大臣麻生太郎帰朝につき内閣法第十条の規定による臨時に財務大臣の職務を行う国務大臣としての指定を解く

同　山本　早苗（高市　早苗）

内閣府特命担当大臣麻生太郎帰朝につき内閣府特命担当大臣（金融担当）事務代理を免ずる（以上四月十七日）

（高松地方裁判所判事）判事　畠山　稔

簡易裁判所判事に兼ねて任命する

（高松地方裁判所判事・高松簡易裁判所判事）判事兼簡易裁判所判事　豊澤　佳弘

兼官を免ずる（以上四月十九日）

国家公安委員会

（北海道警察本部警務部長）警視長　林　学

愛媛県警察本部長を命ずる（四月十五日）

警察庁

（愛媛県警察本部長）警視長　伊藤　昇一

警察大学校教育部教養部長兼教授を命ずる（四月十五日）

皇室事項

御祝電

天皇陛下は、四月二十一日英国女王陛下の御誕生日につき、同月二十日御祝電を発せられた。

官庁報告

官庁事項

遠別地区に係る特定漁港漁場整備事業計画の変更の公表について

漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号）第19条第４項の規定に基づき、次のとおり遠別地区に係る特定漁港漁場整備事業計画の変更を公表する。

平成28年４月22日

農林水産大臣　森山　裕

（「次のとおり」は省略し、遠別地区に係る特定漁港漁場整備事業計画の変更を水産庁漁港漁場整備部計画課、北海道開発局開発監理部総務課及び同局留萌開発建設部に備え置いて縦覧に供する。）

美国地区に係る特定漁港漁場整備事業計画の変更の公表について

漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号）第19条第４項の規定に基づき、次のとおり美国地区に係る特定漁港漁場整備事業計画の変更を公表する。

平成28年４月22日

農林水産大臣　森山　裕

（「次のとおり」は省略し、美国地区に係る特定漁港漁場整備事業計画の変更を水産庁漁港漁場整備部計画課、北海道開発局開発監理部総務課及び同局小樽開発建設部に備え置いて縦覧に供する。）

労働

最低工賃の改正決定に関する公示

福井労働局最低工賃公示第１号

家内労働法（昭和45年法律第60号）第10条の規定に基づき、福井県眼鏡製造業最低工賃（平成23年福井労働局最低工賃公示第１号）の全部を次のように改正する決定をしたので、同法第12条第１項の規定により公示する。

平成28年４月22日　福井労働局長　早木　武夫

福井県眼鏡製造業最低工賃

1　適用する家内労働者　福井県の区域内で眼鏡製造業に係る業務に従事する家内労働者

2　適用する委託者　前号の家内労働者に前号の業務を委託する委託者

3　第１号の家内労働者に係る最低工賃額　次の表の工程欄、部位欄及び材質欄の区分に応じ、金額欄に掲げる金額

工程	部位	材質	金額
ねじ込み（座金の組込み作業を含むものに限る）	丁番	金枠（洋白を除く）	１か所につき　５円
	丁番を除く		１か所につき　４円
ろう付け	ブリッジ（山）とリム	洋白	１か所につき　14円
	ブレースバー（わたり）とリム		１か所につき　12円
	ち（智）とリム		１か所につき　12円
	よろいち（よろい智）とリム		１か所につき　14円
	パッド足とリム		１か所につき　12円
	丁番とテンプル		１か所につき　12円
		チタン	１か所につき　20円
粗磨き（自動機械によるものを除く）	テンプル	チタン	１本につき　９円

4　効力発生の日　平成28年５月22日